



厚生労働省静岡労働局発表
公表日 令和3年12月24日(金)

担 当	静岡労働局	職業対策課
	課長	伊藤 祥
	課長補佐	成岡 和子
	障害者雇用担当官	坂田 和也
	電話	054-271-9973

令和3年 静岡県内の障害者雇用状況の集計結果

民間企業の雇用障害者数13,686.5人、実雇用率2.28%

雇用障害者数12年連続、実雇用率9年連続、過去最高を更新

静岡労働局では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和3年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

1 <民間企業> 【法定雇用率2.3%】 * () は前年の値

- ・雇用障害者数 13,686.5人 (対前年比885.0人増加)
- ・実雇用率 2.28% (対前年比0.09ポイント上昇)
- ・法定雇用率達成企業割合 51.9% (対前年比0.4ポイント減少)

2 <公的機関>

【法定雇用率2.6%、静岡県などの教育委員会は2.5%】 * () は前年の値

- 県 【法定雇用率2.6%】
 - ・雇用障害者数 229.5人(203.5人)、実雇用率2.81%(2.51%)
- 市町等 【法定雇用率2.6%】
 - ・雇用障害者数 936.5人(866.5人)、実雇用率2.50%(2.38%)
- 教育委員会 【法定雇用率2.5%】
 - ・雇用障害者数 444.5人(419.0人)、実雇用率1.87%(1.75%)

3 <独立行政法人等> 【法定雇用率2.6%】 * () は前年の値

- ・雇用障害者数 150.5人(144.5人)、実雇用率2.60%(2.58%)

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

（1）雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

【総括表1、第1表、第2表、第8表、第9表】

- ①民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は13,686.5人で、前年より885.0人増加（前年比6.9%増）し、過去最高を更新した。
- ②雇用者のうち、身体障害者は7,679.0人（対前年比3.3%増）、知的障害者は4,053.5人（対前年比9.0%増）、精神障害者は1,954.0人（対前年比18.3%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の増加幅が大きかった。
- ③実雇用率は、9年連続で過去最高の2.28%（前年は2.19%）、法定雇用率達成企業の割合は、51.9%（前年は52.3%）であった。

（2）企業規模別の状況【第3表、第4表】

- ①企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5人以上100人未満規模企業で2,406.0人、100人以上300人未満で3,493.5人、300人以上500人未満で1,441.0人、500人以上1,000人未満で1,876.0人、1,000人以上で4,470.0人であった。
- ②実雇用率は、民間企業全体の実雇用率2.28%と比較すると、
→1,000人以上規模企業（2.46%）、500人以上1,000人未満（2.46%）については上回っている。
→300人以上500人未満規模企業（2.04%）、100人以上300人未満（2.20%）、43.5人以上100人未満（2.12%）については下回っている。
- ③法定雇用率達成企業の割合は、43.5人以上100人未満が49.1%、100人以上300人未満が57.4%、300人以上500人未満が41.4%、500人以上1,000人未満が58.8%、1,000人以上が60.3%であった。

（3）産業別の状況【第5表、第6表】

- ①産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」が312.0人（2.3%）、「製造業」が5,397.0人（39.4%）、「情報通信業」が168.5人（1.2%）、「運輸業」が906.0人（6.6%）、「卸売業・小売業」が1,657.5人（12.1%）、「金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業」が607.0人（4.4%）、「宿泊業、飲食サービス業」が235.0

人(1.7%)、「生活関連サービス業、娯楽業」が353.5人(2.6%)、「教育、学習支援業」が152.5人(1.1%)、「医療、福祉」が2,598.0人(19.0%)、「複合サービス事業」が162.0人(1.2%)、「サービス業」が926.5人(6.8%)であった。

※()内は構成比

②産業別の実雇用率では、「農・林・漁・鉱業」(4.20%)、「医療、福祉」(3.27%)、「生活関連サービス、娯楽業」(3.26%)は、法定雇用率を上回っている。

(4) 法定雇用率未達成企業の状況【第7表】

①令和3年の法定雇用率未達成企業は1,516社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、68.9%と過半数を占めている。

②また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は904社であり、未達成企業に占める割合は、59.6%となっている。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.6%)【総括表2(1)、第10表、第11表、第18表】

県の機関に在職している障害者の数は229.5人で、前年より12.8%(26.0人)増加しており、実雇用率は2.81%と、前年に比べ0.30ポイント上昇した。
全機関が達成。

(2) 市町等の機関(法定雇用率2.6%)【総括表2(2)、第12表、第13表、第19表】

市町等の機関に在職している障害者の数は936.5人で、前年より8.1%(70.0人)増加しており、実雇用率は2.50%と、前年に比べ0.12ポイント上昇した。
47機関中、35機関が達成。

【未達成の市町等の機関】(※の機関は令和3年6月2日以降に達成。)

静岡市、沼津市、三島市、伊東市、御殿場市、伊豆の国市(※)、長泉町、小山町、西伊豆町教育委員会、浜松市上下水道部(※)、掛川市・袋井市病院企業団、藤枝市立総合病院

(3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.5%)【総括表2(3)、第14表、第15表、第20表】

県等の教育委員会に在職している障害者の数は444.5人で、前年より6.1%(25.5人)増加しており、実雇用率は1.87%と、前年に比べ0.12ポイント上昇した。
4機関中、1機関が達成。

【未達成の教育委員会】(※の機関は令和3年6月2日以降に達成。)

静岡県教育委員会、静岡市教育委員会(※)、浜松市教育委員会

3 地方独立行政法人等における雇用状況

【総括表3、第16表、第17表、第21表】

地方独立行政法人等(法定雇用率2.6%)に雇用されている障害者の数は150.5人で、前年より4.2%(6.0人)増加しており、実雇用率は2.60%と、前年に比べ0.02ポイント上昇した。

7機関中、5機関が達成。

【未達成の地方独立行政法人等】

国立大学法人浜松医科大学、静岡県公立大学法人

総括表

令和3年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	601,096.0 人	13,686.5 人	2.28 %	1,636 / 3,152	51.9 %
	(584,325.5 人)	[11,555 人] (12,801.5 人)	(2.19 %)	(1,603 / 3,064)	(52.3 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 静岡県の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
静岡県の機関	8,167.0 人	229.5 人	2.81 %	3 / 3	100.0 %
	(8,096.0 人)	[170 人] (203.5 人)	(2.51 %)	(3 / 3)	(100.0 %)

(2) 市町の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町の機関	37,424.5 人	936.5 人	2.50 %	35 / 47	74.5 %
	(36,423.5 人)	[709 人] (866.5 人)	(2.38 %)	(33 / 45)	(73.3 %)

(3) 静岡県等の教育委員会(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
静岡県等の教育委員会	23,789.0 人	444.5 人	1.87 %	1 / 4	25.0 %
	(23,909.0 人)	[346 人] (419.0 人)	(1.75 %)	(1 / 4)	(25.0 %)

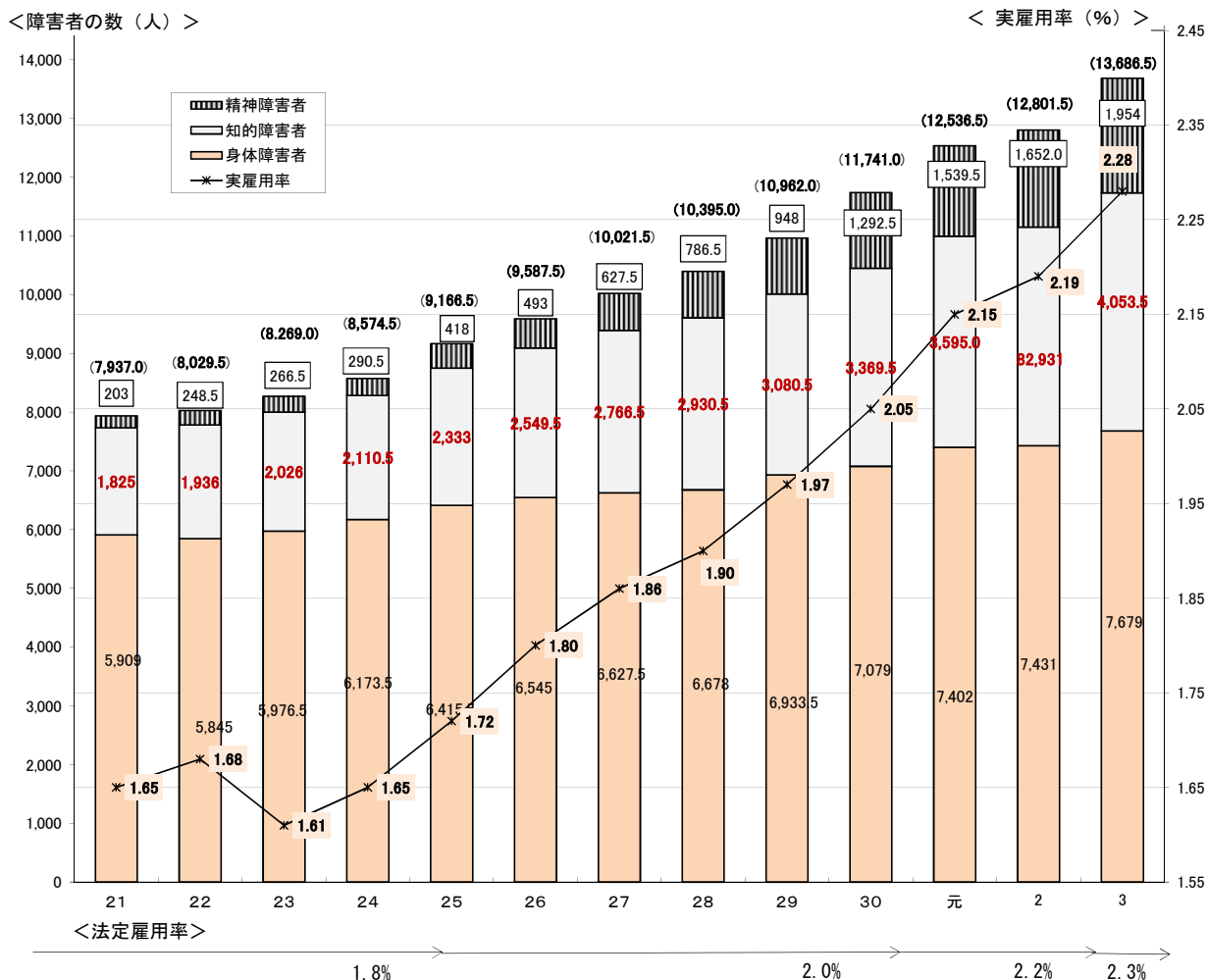
3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	5,781.5 人	150.5 人	2.60 %	5 / 7	71.4 %
	(5,608.0 人)	[114 人] (144.5 人)	(2.58 %)	(5 / 6)	(83.3 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
- ① 平成30年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、静岡県の教育委員会及び一定の市町の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和2年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指す。
- 7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

グラフ 民間企業における障害者の雇用状況

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年以降は45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成18年以降
平成22年まで

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年以降

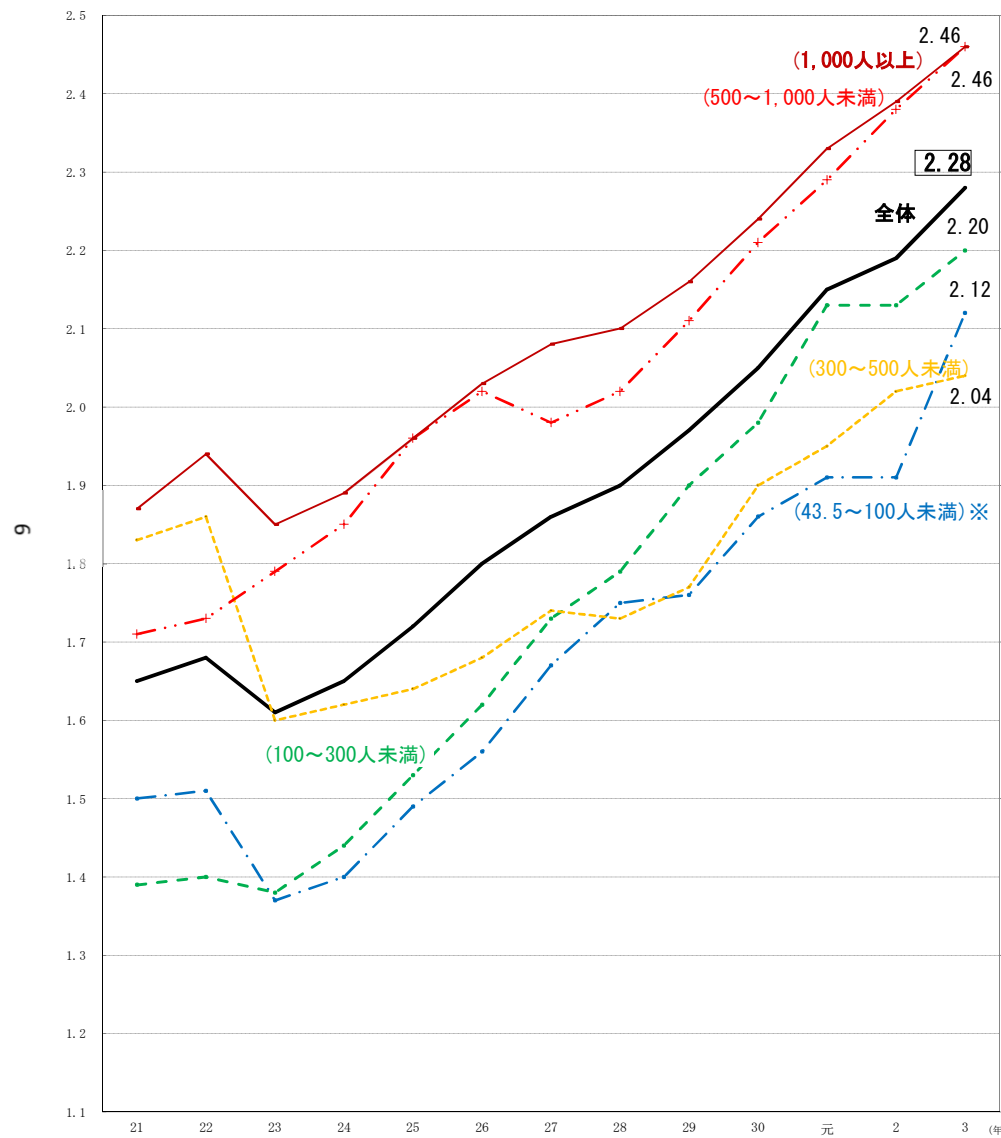
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者
- （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 知的障害者である短時間労働者
- （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 精神障害者である短時間労働者（※）
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

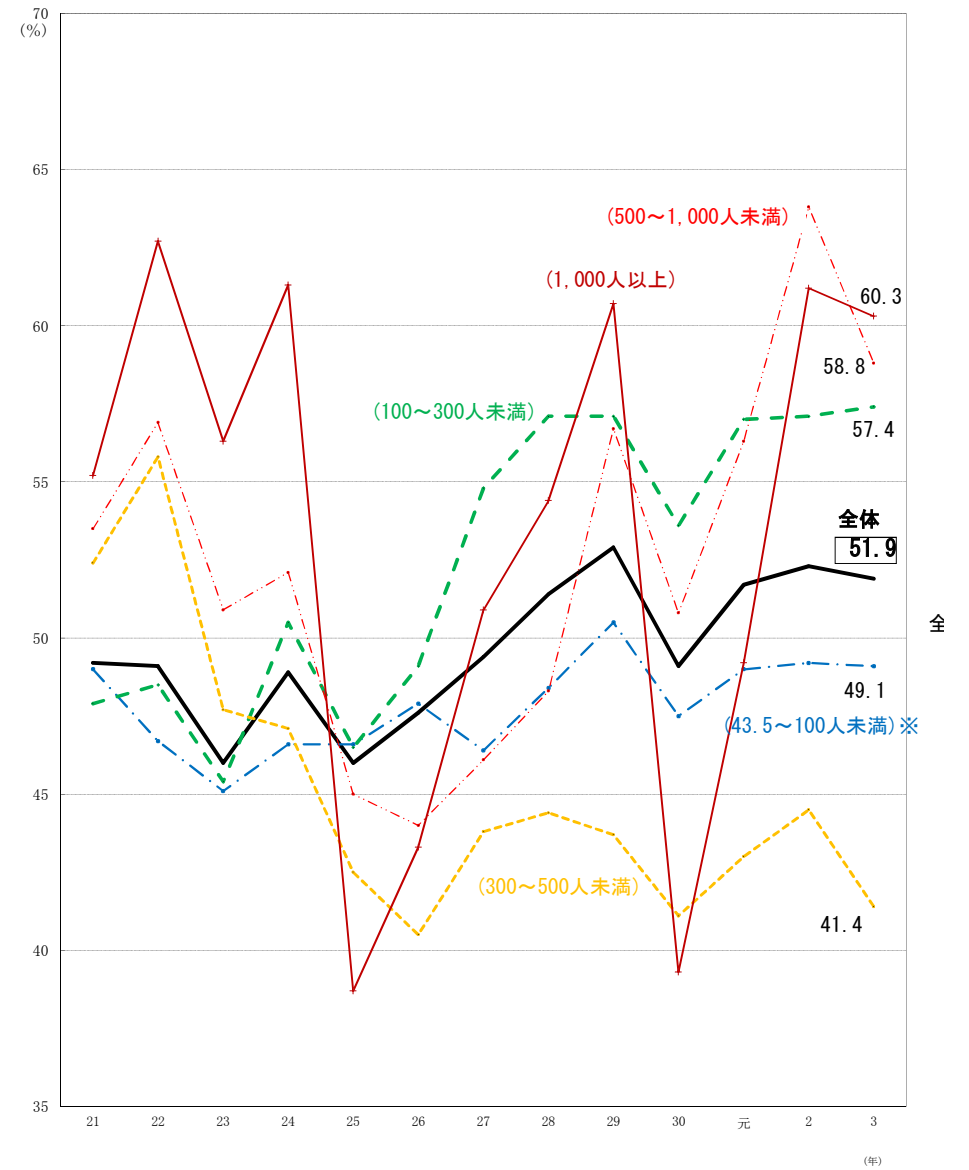
注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%、令和3年3月以降は2.3%となっている

(2) 企業規模別実雇用率 (%) 各年6月1日現在



※24年までは56~100人未満
 ※25年から29年までは50~100人未満
 ※30年からは45.5~100人未満
 ※3年からは43.5~100人未満

(3) 企業規模別達成企業割合 (%) 各年6月1日現在



※24年までは56~100人未満
 ※25年から29年までは50~100人未満
 ※30年からは45.5~100人未満
 ※3年からは43.5~100人未満

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 3% [2. 2%]
(43.5人 [45.5人] 以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 6% [2. 5%]
〔労働者数38.5人 [40.0人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6% [2. 5%]
(38.5人 [40.0人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5% [2. 4%]
(40人 [42.0] 以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、令和3年2月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

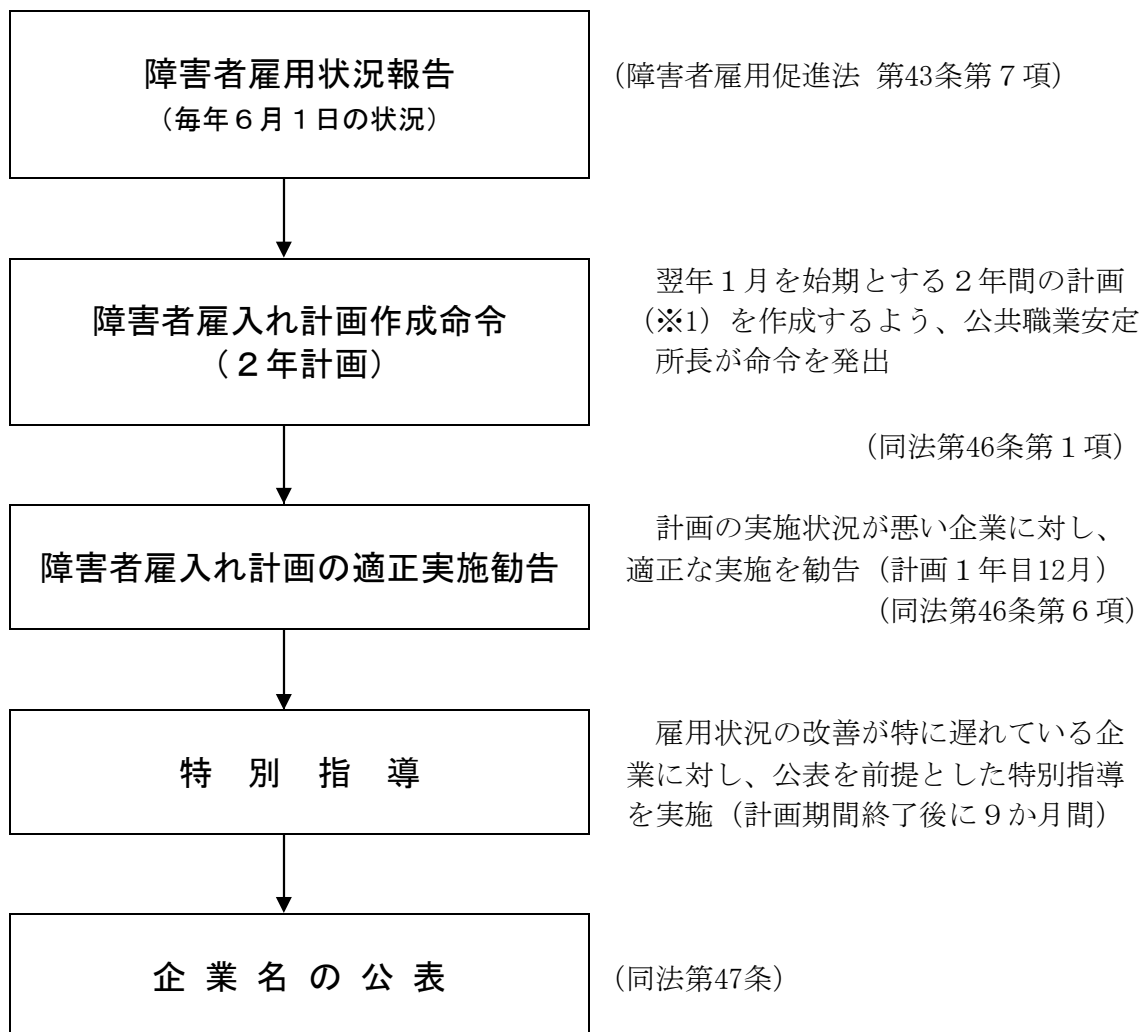
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日前より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 令和2年度の実績※2
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 6社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 4社
 - * 「特別指導」の実施 1社
- 雇入れ計画を実施中の企業10社(令和2年度末現在)
- 本県における企業名公表について

本県における厚生労働省による未達成企業の「企業名の公表」は、これまで、平成17年に実施した1社。

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

※2 平成30年度の障害者不適正計上による公的部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施しました

II 地方公共団体等における障害者の雇用状況

① 県機関(法定雇用率2.6%)

第10表 概況

区分	① 機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の 算定の基礎となる 職員数 (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 ③E÷② ×100 (%)	⑤ 法定雇用率 達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用 率達成 機関割合 (%)
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間勤務 職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (注4)	D. 重度以外 の身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時 間勤務職員 (注5)	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分			
静岡県	3 (3)	8,167.0 (8,096.0)	61 (50)	8 (7)	98 (93)	3 (7)	229.5 (203.5)	32.0 (22.0)	2.81 (2.51)	3 (3)	100.0 (100.0)
全国	160 (159)	361,308.0 (355,407.5)	2,535 (2,496)	325 (307)	4,489 (4,139)	519 (523)	10,143.5 (9,699.5)	1057.0 (1153.0)	2.81 (2.73)	143 (142)	89.4 (89.3)

[第10表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①平成30年6月2日以降に採用された者であること。
②平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和2年6月2日から令和3年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和2年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、令和2年12月9日時点の集計結果に基づき作成した。

第11表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)				
	A.実障害者数 ②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	B.算出障害者数 ②E+③E+④D	A. 重度身体 障害者	B. 重度身体 障害者であ る短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者	D. 重度以外 の身体障害 者である短時 間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分	A. 重度知的障 害者	B. 重度知的 障害者であ る短時間勤 務職員	C. 重度以外 の知的障害 者	D. 重度以外 の知的障害 者である短 時間勤務 職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分	A. 精神障害 者	B. 精神障 害者であ る短時間勤 務職員	C. Bのうち、 (注5) に該当する 職員	D. 計 A+(B-C) ×0.5+C	E. うち新規雇用 分
静岡県	170 (157)	229.5 (203.5)	61 (50)	8 (7)	58 (59)	3 (6)	189.5 (169.0)	9.0 (12.0)	0 (0)	0 (0)	12 (9)	0 (1)	12.0 (9.5)	4.0 (2.0)	28 (25)	0 (0)	0 (0)	28.0 (25.0)	19.0 (8.0)
全国	7,868 (7,465)	10,143.5 (9,699.5)	2,528 (2,486)	323 (302)	2,881 (2,863)	408 (412)	8,464.0 (8,343.0)	552.5 (639.5)	7 (10)	2 (5)	191 (165)	67 (77)	240.5 (228.5)	59.0 (75.0)	1,201 (942)	260 (203)	216 (169)	1,439.0 (1,128.0)	445.5 (438.5)

[第11表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のE欄及び④D欄の計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③D欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④C欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のA、C欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のB、D欄及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④C欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。
①平成30年6月2日以降に採用された者であること。
②平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③F欄及び④E欄の「うち新規雇用分」は令和2年6月2日から令和3年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和2年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、令和3年12月9日時点の集計結果に基づき作成した。

② 市町等機関(法定雇用率2.6%)

第12表 概況

区分	① 機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の 算定の基礎となる 職員数 (人)	③ 障害者の数(人)					④ 実雇用率 [③E÷②] (%)	⑤ 法定雇用率 達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用 率達成 機関割合 (%)	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間勤務 職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (注4)	D. 重度以外 の身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時 間勤務職員(注 5)	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5				F. うち新規雇用 分
静岡県	47 (45)	37,424.5 (36,423.5)	237 (225)	14 (13)	439 (396)	19 (15)	936.5 (866.5)	141.0 (166.0)	2.50 (2.38)	35 (33)	74.5 (73.3)
全国	2,477 (2,465)	1,329,895.5 (1,301,788.5)	8,133 (7,912)	644 (569)	15,867 (14,507)	1,185 (1,048)	33,369.5 (31,424.0)	3,651.5 (3,434.0)	2.51 (2.41)	1,763 (1,741)	71.2 (70.6)

〔第12表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①平成30年6月2日以降に採用された者であること。
②平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和2年6月2日から令和3年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和2年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、令和3年12月〇日時点の集計結果に基づき作成した。

第13表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)					③ 知的障害者の数(人)					④ 精神障害者の数(人)						
	A. 実障害者数 ②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	B. 算出障害者数 ②E+③E+④D	A. 重度身体 障害者	B. 重度身体 障害者である 短時間勤務 職員	C. 重度以外 の身体障害 者	D. 重度以外 の身体障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分	A. 重度知的障 害者	B. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	C. 重度以外 の知的障害者	D. 重度以外 の知的障害者で ある短時間勤務 職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分	A. 精神障害 者	B. 精神障 害者である 短時間勤 務職員	C. Bのうち、 (注5) に該当する 職員	D. 計 A+(B-C) ×0.5+C	E. うち新規雇用 分
静岡県	709 (649)	936.5 (866.5)	228 (216)	14 (13)	273 (266)	11 (10)	748.5 (716.0)	85.0 (115.0)	9 (9)	0 (0)	38 (33)	3 (3)	57.5 (52.5)	5.5 (6.5)	117 (88)	16 (11)	11 (9)	130.5 (98.0)	50.5 (44.5)
全国	25,829 (24,036)	33,369.5 (31,424.0)	8,043 (7,821)	595 (523)	10,176 (10,012)	832 (754)	27,273.0 (26,554.0)	2,021.0 (2,136.0)	90 (91)	49 (46)	985 (818)	219 (191)	1,323.5 (1,141.5)	299.5 (251.5)	4,188 (3,249)	652 (531)	518 (428)	4,773.0 (3,728.5)	1,331.0 (1,046.5)

〔第13表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のE欄及び④D欄の計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③D欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④C欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のA、C欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のB、D欄及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④C欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。
①平成30年6月2日以降に採用された者であること
②平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③F欄及び④E欄の「うち新規雇用分」は令和2年6月2日から令和3年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和2年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、令和3年12月9日時点の集計結果に基づき作成した。

